

レンタル利用約款

第1条（総則）

レンタル利用約款（以下「本約款」という。）は、セフテック株式会社（以下「当社」という。）とおお客様との間におけるレンタル取引について適用されます。

第2条（取引条件）

レンタル料金、レンタル日数、受渡場所、運賃、支払条件、その他取引条件については、別紙レンタル取引条件に定めるとおりとします。

第3条（契約成立）

- お客様は、本約款の内容を確認し承諾の上、当社の定める所定の手続きに従って、レンタル利用の申し込みを行うものとします。
- 個々のレンタル契約は、お客様からの申し込みに対して、当社が承諾したときに成立します。なお、個々のレンタル契約について、別途書面により特約した場合は、その特約は本約款と一体となり、本約款を補完および修正するものとします。

第4条（代理）

個々のお取引におけるレンタル物件の申込、受領、返却は、お客様の現場責任者、従業員およびお客様の委託した運送業者等によっても行うことができるものとします。これらの者の申込、受領、返却は、当然にお客様の申込、受領、返却とみなします。

第5条（レンタル物件の引き渡し）

- レンタル物件の引き渡し場所は、ご来社での引取りの場合は、弊社指定の倉庫とし、平日午前9時より午後5時迄とします。また、お客様ご指定の現場への搬入・搬出の場合は、1カ所での引き渡しとなります。
- 組立・据付あるいは解体作業を伴うレンタル物件の引き渡しについては、そのつど個別契約においてレンタル期間の開始日および返還日などを決定します。
- レンタル物件の搬入・搬出・運送・積み下ろしなどに伴う事故は、当社または当社の手配による場合は当社の責任とし、お客様または代理人の手配による場合は、お客様の責任といたします。
- 自然災害や事故、仕入先の債務不履行、その他当社の責めに帰すことができない事由により、レンタル物件の引き渡しが遅れ、または引き渡しが無能となった場合、当社はその責任を負いません。

第6条（レンタル物件の検収）

- お客様は、レンタル物件受領後ただちに当社の発行する「納品書」に記載された内容に基づき、規格・仕様・性能・機能・数量などについて、不適合、不完全、不具合が無いかを検査するものとし、万一、不具合等が発見された場合は、直ちに、当社取扱支店または営業所まで連絡するものとします。この場合、当社は速やかに責任をもって修理するか、または同種同等の代替品を納入するものとします。

第7条（返却）

1. レンタル物件の返却は、両者立会いの下で検収し、お客様が立ち会わないときは、当社の検収をもって有効とします。
2. レンタル期間が終了したときは、お客様はレンタル契約終了日までにレンタル物件を返却するものとします。ご返却いただけないときは、当社はレンタル物件を回収できるものとし、その回収費用はお客様にご負担していただきます。
また、お客様がレンタル物件の返還を遅延したときは、レンタル契約の満了日の翌日から返還完了までの期間について、当社所定の遅延損害金（年 14.6%）を支払っていただきます。
3. レンタル期間が終了したとき、その他お客様がレンタル物件を返却するときは、梱包箱その他すべての付属品も対象とし、貸出時の原状有姿で返却するものとします。
4. 産業廃棄物に該当する処分品はお引き取りできません。お客様自身で廃棄をお願いいたします。

第8条（遵守事項）

お客様は、レンタル物件の利用にあたり、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) レンタル物件の使用、保管については、善良なる管理者の注意義務を払い、関係法令を守り、レンタル物件本来の用法・機能に従って使用し、常時正常な使用状態もしくは十分な機能の働く状態を維持管理すること
- (2) レンタル物件の操作・取扱いに有資格者（免許取得者、技能講習、特別教育の修了者等）を要する場合は、必ず有資格者に行わせること
- (3) この約款および個別契約に定める権利義務またはレンタル物件を、無断で第三者に譲渡、承継、転貸、占有移転し、または不法な利用をしないこと
- (4) 当社の承諾なく、レンタル物件の使用場所を変更したり、不動産に定着したりしないこと
- (5) レンタル物件に付してある装置、部品、付属品や当社の所有物であることを表示したステッカーを除去したり、改造、性能・機能を変更させるなど原状を変更しないこと、また、レンタル物件の一部を構成するプログラムがある場合、その全部または一部の複製や変更、改作をしないこと
- (6) レンタル物件について第三者からの差押、その他法律的、事実的侵害が発生したときまたはそのおそれがある場合は、直ちに当社に通知すること

第9条（費用負担）

以下の費用等はおお客様の負担とします。

- (1) レンタル期間中の維持管理にかかる消耗品（燃料その他）の費用
- (2) レンタル物件の納入、引取に伴う搬送費用
- (3) レンタル物件の受領後、返却までに生じたレンタル物件の滅失（盗難・紛失を含む。）、

お客様の使用方法や取扱いの不備などにより破損した場合の修復・回復等の費用。

ただし、通常の使用による損耗はこの限りではありません。なお、レンタル物件が盗難、火災に遭った場合、お客様には盗難届、被災証明をとっていただきます。当社が保険給付を受けることができた場合には、免責額を除き、お客様に賠償請求をしないことがあります。

また、天災地変その他いずれの責にも帰することができない事由によって、滅失あるいは毀損した場合の損害の負担については協議して決定するものとします。

第 10 条（損害賠償責任）

1. 当社の損害賠償責任は、本約款に基づき当社がお客様から現実に受領したレンタル料金総額を上限とし、間接的な損害（逸失利益、機会損失等）は含まないものとします。
2. 当社の整備不良など、当社の責めに帰すべき事由に起因する場合を除き、お客様のレンタル物件の設置、使用、保管に起因して、お客様または第三者に損害が生じた場合は、お客様の責任と負担において処理するものとします。

第 11 条（解約）

1. お客様は、レンタル物件の発送後またはレンタル期間中であっても解約を申し出ることができます。この場合、解約日はレンタル物件が当社に返還された日とし、お客様には期間変更に伴う当社の計算による精算金を支払っていただきます。
2. 当社は、レンタル物件に性能の欠陥が生じ、レンタル物件の取替えに過大な費用または時間を要する場合、当社はその旨をお客様に通知した上、レンタル契約を解約することができます。この場合、前項に規定する精算金は生じません。

第 12 条（契約の解除）

お客様が下記のいずれかに該当する場合、当社はおお客様に対し特段の通知、催告をしないでレンタル契約を解除できるものとします。

- (1) 本約款及び個別契約に定める各条項のいずれかに違反したとき
- (2) レンタル料金、その他当社に対する債務の履行を遅滞したとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立て、公租公課の滞納処分、その他公権力による処分を受けたとき
- (4) 自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手が 1 回でも不渡りとなったとき、または支払停止状態に至ったとき
- (5) 破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき
- (6) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき
- (7) お客様の業態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (8) 監督官庁からその営業許可の取消を受け、または営業を停止もしくは廃止したとき
- (9) 暴力団等、反社会勢力とのかかわりがある、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第 13 条（期限の利益の喪失）

前条の規定により契約が解除されたときは、お客様は直ちにレンタル物件を当社に返還するとともに、レンタル契約に基づき当社に支払うべき一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに一括現金により全額を支払うものとします。また、当社は特段の通知、催告をしないでお客様との間の債権債務について相殺することができるものとします。

第 14 条（レンタル利用約款の変更）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により本約款を変更することができるものとします。
 - (1) 本約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の 1 か月前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト (<https://www.saftec.co.jp/>) に掲示します。
3. 変更後の本約款の効力発生日以降にお客様が本サービスを利用したときは、お客様は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第 15 条（情報通信・デジタル商品のレンタル）

当社が情報通信・デジタル商品として位置付けている商品（通信機器及びセンサーを用いた機器、各種計測機器等）のレンタルについては、本約款に加え、情報通信・デジタル商品レンタル利用約款が適用されます。

レンタカーご利用についての特約事項

- (1) 納品伝票は運転中必ず携帯していただき、警察官または主管行政官庁職員から請求があったときはご呈示ください。納品伝票はレンタル契約者および当該レンタカーのみに有効です。
- (2) レンタカーの利用に伴い、お客様が放置駐車違反に係る反則金および駐車違反に伴うレッカー移動、保管等の諸費用を納付せず、当社が放置駐車違反金を納付した場合、あるいはレッカー移動等のレンタカー引取りに要した費用その他を負担した場合は、違反を惹起した者が不明であっても、これら当社が負担した一切の費用はお客様に賠償していただきます。
- (3) レンタカー契約期間中は、運転前点検・整備等を遵守してください。
- (4) 本約款の定めにかかわらず、レンタカー取引の場合は、当社が別途定めるレンタカー貸渡約款が優先的に適用されるものとします。

安全と環境にやさしい総合安全企業



情報通信・デジタル商品レンタル利用約款

第1条（総則）

情報通信・デジタル商品レンタル利用約款（以下「本約款」という。）は、別途定めるレンタル利用約款に加えて、セフテック株式会社（以下「当社」という。）とおお客様との間で、当社が、通信機器（モバイル通信を含む）及びセンサーを用いた機器、各種計測機器を、一定期間おお客様に貸し出すために適用されます。

第2条（使用条件）

1. レンタル物件は日本国内のみで使用するものとします。
2. おお客様はレンタル物件の使用場所が通信サービスの提供エリア内であることを確認するものとします。また、通信障害や電波状況が悪いエリアなどで、本サービスの全部または一部をご利用になれなかった場合、当社はおお客様が被った損害について一切の責任を負わないものとします。
3. 現場環境の変化に起因して、レンタル物件の全部または一部をご利用になれなかった場合におお客様が被った損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. おお客様は、当社の書面による承諾を得ないで、レンタル物件の譲渡、転貸、改造をすることはならず、また、分解、修理、調整、もしくは、標識等の除去をいたしません。
5. おお客様は、当社から提供されたユーザーID、パスワード、または、おお客様の管理者によって発行されたユーザーID、パスワード等を適切に管理するものとします。
6. ユーザーID、パスワード等の管理不徹底、使用上の過誤、第三者の不正使用により生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
7. レンタル物件ごとに定められている使用環境以外で使用された場合は、正常な動作を保証することはできません。また、定められた使用環境下であっても、周辺環境の影響により正常に動作しない場合もあり得ますが、その際におお客様が被った損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
8. おお客様が用意した PC 関連機器や設備にて、レンタル物件の管理、閲覧を行う場合、定められた使用環境に適合していたとしても正常に動作しない場合がございます。その際におお客様が被った損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
9. レンタル物件のシステム上で使用するおお客様のメールアドレス等を、おお客様の指示により当社が設定する場合、当該メールアドレス等については、個人情報保護の観点から速やかに破棄することとし、当社では保有しないものとします。
10. おお客様は、レンタル物件によって記録された画像、動画を含む一切のデータについて、保守運営上必要な場合に、当社または指定業者が閲覧する可能性があることを予め承諾いただけるものとします。ただし、当社は、記録されたデータをみだりに第三者に提供するなど、情報漏洩となる行為は一切行わないものとします。

第3条（レンタル商品の返却）

レンタル物件で記録された画像、動画を含む一切のデータは、返却された時点で削除いたします。

第4条（賠償責任）

レンタル物件に保管されたお客様のデータが破損または消失した場合、お客様に発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第5条（サービスの停止）

当社は以下のいずれかに該当する事由がある場合は、レンタル物件の全部または一部を必要な期間停止することがあります。なお、その場合にお客様が被った損害について、当社は一切の責任を負わないものとし、お客様はレンタル停止期間中でもレンタル料金を当社に支払うものとします。

- (1) システムの点検、修理、設備の保守等のやむを得ないとき。この場合、緊急時の場合を除き、お客様に事前に通知するものとします。
- (2) システムまたは設備に障害等が生じた場合。
- (3) 第三者の故意・過失による不具合に対処する必要がある場合
- (4) 電気通信事業者がサービスの提供を停止することにより、レンタル物件の提供が困難になった場合。
- (5) お客様が本約款に違反した場合。この場合、当社はお客様への通告なしにレンタル物件の全部または一部を停止することができるものとします。

第6条（複製等の禁止）

お客様はレンタル物件の一部を構成するソフトウェアに対して、複製、変更、譲渡、使用権設定等の著作権を侵害する一切の行為を行わないものとします。

安全と環境にやさしい総合安全企業